汚染の一次冷却水が二次冷却系に漏れ、ＥＣＣＳが作動するという事故が発生した。

この事故による放射能の環境への放出量は、何ら信頼性のない当の関電の発表でも、海水に約７００万ベクレル、大気中に希ガスで約５０億ベクレルに及んだとされている。

高温・高圧の高放射能汚染水を、肉厚の薄い細管内を高速で貫流させるという蒸気発生器細管は、その設計思想に根本的問題があり、それに加えて薬品による化学的腐食、細管内外の温度・圧力差から生じる応力によるゆがみ、高速水流による振動など、さまざまな要因によって、ピンホール・ひび割れ等の損傷を各地の原発で頻発させてきた。伊方原発においても、損傷が発見されても細管損傷防止のために抜本的対策をとらず、詰め栓を施すなどの糊塗策を繰り返してきた。

我々伊方原子炉設置許可処分取消請求行政訴訟の原告らは、早くから蒸気発生器細管の健全性を維持することは困難であり、その破損は炉心溶融の大事故に直結することを訴えてきたが、外国での事故例に加えて、遂に日本でもそれが現実化したのである。

今回の事故を起こした美浜２号炉は、６．３パーセントと他の加圧水型軽水炉と比較して施栓率が低かったことも重要である。運転年数を経るに従い、検知できない損傷や脆化が拡がり、突然このような大事故を起こさせるのであり、伊方原発も決してこの例外でないどころか、このまま運転が継続されれば、一次冷却材喪失・炉心溶融の大事故が必至であることが、ますます明白となってきた。まして地震などの外乱的要因による多数細管の同時損傷も避けられない。

美浜２号炉の事故は幸運にも炉心冷却に成功し、大惨事を免れることができたかに現在のところみられるが、もはや住民の生命を弄びながらの伊方原発のこれ以上の運転を、我々は断じて赦すことはできない。

ここに伊方１号炉・２号炉の即時運転停止、３号炉の建設中止を強く要求し、申し入れる次第である。

１９９１年２月１３日

伊方原子炉設置許可取消請求行政訴訟
原告代表　　広野房一
原告代理人弁護団代表
弁護士　　藤田一良

四国電力株式会社　代表取締役社長
山本　博　殿

会計報告('91.1/1～1/31)

収入	
会費	６、０００
ニュース講読料	４８、０００
コピー代	７８０
計	５４、７８０
支出	
ニュース印刷代	１６、４８０
郵送料	１１、８８７
振替手数料	１７０
事務用品費	７、２１０
四電本社行動援助	８０、０００
２号炉公判援助	３０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	１５６、０４７
差引	－１０１、２６７
積立金合計	３、０１５、８３３

伊方訴訟ニュース

第 211 号
1991年 3 月20日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第44回公判

美浜２号炉事故の衝撃
住民側の追及に國側「ギロチン破断」

関西電力美浜原発２号炉での衝撃的な蒸気発生器細管破断事故から１２日目。開廷前の松山地裁玄関前には、四国電力はじめ各地の電力会社から派遣された背広姿を交え、傍聴券のクジ引きを待つ長い列ができ、住民らを取材する報道陣もつめかけていた。

開廷直後に原告席から近藤さんが立ち、美浜２号炉事故の直前に、原告のひとり浪下さんが亡くなったことを裁判長に告げた。そして、かって美浜原発で働いていた浪下さんが２０年来原発反対に献身し、死の直前まで「死ぬまで頑張ろう」との近藤さんの呼び掛けに、うなずいておられた様子を涙声で語り、奥さんのイソノさんが浪下さんの遺志を継いで、原告として裁判に参加したいと希望しておられることを報告。

ついで近藤さんは、美浜２号炉での事故にふれ、被告の通産大臣が事故の実態を調査した結果を速やかに報告し、あわせて、今回の事故と伊方２号炉の安全審査との関連を、被告がどう考えているかを明らかにした書面を提出するように要求した。

これに対して國側は、「先日、事故調査特別委員会が発足したので、その調査結果が出てから、本件安全審査と関係する点があれば、書面で主張したい」と答えたが、すぐに原告席から、次のような厳しい追及の声があがった。

「スリーマイル島やチェルノブイリの事故の場合には、遠い外国でのことなのに、すぐに報告書を作り、それらの事故が本件安全審査や審理と全く関係ない、と主張してきたのに、国内での事故について、どうしてそんなに、わけのわからないことを云うのか」、

「本件審理と関係あれば、とはどういうことなのか。今回の事故について、すべてを知ることのできる被告が、事故の実態を洗いざらい国民に報告するのは公務員として当然のことではないか」、

「被告はこれまで、蒸気発生器細管のギロチン破断事故は、『観念的な事故』にすぎず、現実には起こらないと、主張してきたのではないか。その事故が日本で実際に起こったのだから、その事故の内容について報告し、これまでに云ってきたことが間違っていたのかどうかを明らかにするのは当然ではないか」、などなど。

もっともな原告住民らのあいつぐ発言に、

國側は終始沈黙したまま。たまりかねた裁判長は「原告からああいう要求が出ているが、被告の方では、何か準備できるのか」と、被告席に向って尋ねた。

被告席のあちこちで、ひそひそと相談したあげく、國側は、「事故特別調査委員会が発足したばかりなので、いつとは云えないが、書面は出す」と返答した。

これに対して原告席から、また追及の発言が続く。

「内田原子力安全委員長は、設計どおりＥＣＣＳが働いたのだから問題はない、と、いつものように事故を軽くみせようと発言しているが、その直後に、スリーマイル島事故では開いたままになってしまった加圧器逃し弁が、今度は、二つとも開かなかったという重大なことが明らかになっているのに、調査結果の出るのがいつになるかわからないとは、どういうことなのか。次の公判にはかならず書面を出すと約束してほしい」と。

困り果てた國側は、「かならず書面は出すが、前回にものべたように、いろいろな弁論と並行して証人調べを始めることを決めてほしい」と裁判長に要請した。

たちまち原告席から反論が出る。

「こんな重大な事故が起こっているのに、それにはふれないで、『本件安全審査の合理性』という抽象的な証言をやってみても、まったく意味がないではないか。何よりもまず今回の事故について、被告がどう考えているかということを書いた書面を出すことが必要だ」と。

ここで裁判長は、「証人申請について双方の意見が出たので、裁判官で合議したいから１０分間休憩する」と告げる。１０分以上の長い合議を終えて出てきた裁判長は、「今回の美浜での事故は重大であるので、次回公判までに被告から書面が出るかどうか待ちたい。もし、次回公判の際にも、まだ事故調査委員会の結果がいつ出るか分からないということなら、弁論と並行して証人調べに入るかどうか、改めて判断したい」と。

どうやら裁判長は、もし美浜での今回の事故がなかったら、前回の国側からの要求を受け入れ、次回以降から國側申請の証人の尋問を始めるとの決定を行なう予定だったようである。そうした國側と裁判所の審理スケジュールも、今回の事故によって、破断してしまったのである。

こうして一件落着のあと、再び近藤さんが立ち、当日法廷に提出した書面「美浜原発２号炉蒸気発生器細管破断事故と本件２号炉許可処分の違法性」（次号以降全文掲載予定）の陳述に入った。

近藤さんは、まず、米国の偵察衛星が美浜原発から流出したと思われる微弱な放射能を含んだ雲が西方に移動しているのをとらえた、との英国の新聞ガーティアン紙の記事を紹介。

ついで、今回の事故の重大性については、海部首相も国会で認めているが、その真相は依然として関西電力によって隠されていることを事実で指摘。そして、これまでに明らかになっていることからでも、美浜２号炉が炉心溶融のがけっぷちまで行っていたことは間違いなく、稼働中の同型炉をすぐに停止して点検するという当たり前の処置さえ取ろうとしていない被告國側の無責任さを追及した。

そして近藤さんは、被告がこれまで、「蒸気発生器細管破断事故は、現実に発生が予想される事故を意味するものではなく、原子炉の立地条件の適否を判断するための媒介として『観念的に想定される事故』である」と主張してきたことが、ものの見事に今回の事故で崩壊したことを指摘し、つぎのように締め括って、１時間近い陳述を終わった。　「今回の事故で、わが国の安全審査のデタラメさが白日の下に明かとなった。今回の事故が教えていることは、単に細管の問題にとどまらず、また定期点検の方法の見なおし、という地点に止まるものではなく、安全審査の在り方、内容が問われているのであり、ひいては、許可処分の在り方が問われ、追及されるものとなっている。

そして、この追及の結果は、被告らの願う原発の延命ではなく、すべての原発を廃炉にするしか道はない、という結論に導かれることは疑いのない答えである」と。

法廷内に期せずして拍手が起こる。

次回公判を５月３０日ときめ、閉廷。

閉廷後のまとめの集会では、混乱と動揺を深めている國側を、さらに法廷の内外で追い詰めていくことを誓い合って解散。

原告準備書面

－美浜原発２号炉蒸気発生器細管破断事故と本件２号炉許可処分の違法性－

（１９９１年２月２１日提出）

（その１）

目次

はじめに
一　美浜原発から流出した長さ１４キロメートルに及ぶ放射能雲が西方へ移動
二　事故の重大な事実や内容をひた隠しにする関電
三　蒸気発生器細管の完全破断－「起こり得ない」ことが起こった

（以下次号につづく）

申入書持参の原告・弁護団の代表を四国電力が玄関払いに

美浜原発２号炉での蒸気発生器細管破断事故の衝撃が広がりつつある２月１１日、伊方原発訴訟の原告団と弁護団を代表して、広野さんと藤田弁護団長、さらに八西連絡協議会や支援グループの人たちが、高松にある四国電力の本社を訪れた。今回の美浜２号炉での事故の重大性を訴え、美浜２号炉と同型炉である伊方１、２号炉の運転の即時停止と、３号炉の建設中止を求めた申入書（前文下記）を手渡すためであった。

ところが驚いたことに四国電力は、礼を尽くして訪れた人たちが社屋内へ立ち入ることを実力で拒み、人数を制限することを条件にした社長との会見の申し入れに対しても、問答無用とのかたくなな態度を取り続けたという。

せっかく遠路をかけつけた代表の人たちは、こうした度外れの四国電力の対応に、改めて、今回の美浜での事故が同型炉をかかえる四国電力に、いかに大きな衝撃を与えていることかを知り、やむをえず、対応に出た職員に申し入れ書を手渡して引き上げた。

申入書

去る２月９日午後１時４０分、関西電力美浜原発２号機（加圧水型軽水炉、出力５０万キロワット）の蒸気発生器細管が破損し、高